

京都市西京区阪急桂南住宅地区建築協定において、建築協定区域隣接地として定めた土地の所有者から、建築基準法（以下「法」といいます。）第75条の2第2項の規定に基づき当該建築協定に加入する旨の意思表示がありましたので、同条第4項において準用する法第73条第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

なお、当該建築協定書は、法第75条の2第4項において準用する法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部指導課において一般の縦覧に供します。

平成17年7月5日

京都市長 榎本 頼兼

1 新たに建築協定区域となった土地の地名地番

京都市西京区下津林佃2番地3, 3番地1, 3番地2, 120番地2及び120番地5

2 加入した者の住所及び氏名

京都市西京区下津林佃2番地3

初井典子

坂清子

京都市西京区川島玉頭町75番地の6

田中篤

田中さおり

京都市西京区川島東代町51番地マンハイム桂203号

岡島規至

岡島麻友美

3 加入した年月日

平成17年6月21日

(都市計画局建築指導部指導課)